

制定 令和5年3月27日  
改正 令和6年3月21日

## 「近畿ローカル5G普及推進委員会」設置要綱

### 1. 目的

本委員会は、近畿情報通信協議会の事業に資することを目的として、地域の課題解決のために有効なローカル5Gの普及を推進する取組を行うことで、地域の活性化に寄与することとする。

### 2. 名称

本委員会は、近畿情報通信協議会規約第15条に基づく専門委員会として設置し、「近畿ローカル5G普及推進委員会」と称する。

### 3. 主な活動

本委員会は、上記の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ローカル5Gを活用した先進事例等の共有及び意見交換
- (2) 制度改正等、ローカル5Gの最新の動向の共有及び意見交換
- (3) その他、本委員会の目的達成に必要な活動

### 4. 構成

- (1) 本委員会は、近畿情報通信協議会会員であって、上記の活動を遂行するため、本委員会の目的に賛同した者により構成する。
- (2) 本委員会に、オブザーバーを置くことができる。

### 5. 運営

本委員会の開催及び運営に関して連絡事務局を近畿総合通信局情報通信振興課に置く。

### 6. 活動期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 7. その他

本委員会に係る経費及び本要綱に定めのない事項で、本委員会における必要な事項は、近畿情報通信協議会 幹事会において別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年3月27日から適用する。

### 附則

この改正は、令和6年3月21日から適用する。